

○内閣府令第 号

保険業法（平成七年法律第百五号）第九十七条の二第二項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)</p> <p>第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。イにおいて同じ。）及び株式（出資を含む。イにおいて同じ。）</p> <p>（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者のいずれかである場合における当該同一人が発行する社債及び株</p>	<p>(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)</p> <p>第四十八条の三 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 当該同一人が発行する社債（短期社債（法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債及び同項第五号に掲げる短期社債をいう。第五十三条の二第二項、第五十三条の六の二第二項第三号及び第四百十条の三第一項第一号イにおいて同じ。）を除く。イにおいて同じ。）及び株式（出資を含む。以下イにおいて同じ。）（当該同一人が当該保険会社の子会社である次に掲げる者である場合における当該同一人が発行する株式を除く。）</p>

式を除く。)

〔(1)・(2) 略〕

ロ 当該同一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。ロにおいて同じ。）及び貸付有価証券（現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。ロにおいて同じ。）

（当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合における当該同一人に対する貸付金及び貸付有価証券を除く。）

ハ 当該同一人に対する預金（当座預金及び普通預金並びに当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。）

ニ 当該同一人に対する債務の保証（当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。）

ホ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの（当該同一人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。）

ヘ 当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限り、当該同一

〔(1)・(2) 同上〕

ロ 当該同一人に対する貸付金（保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。）及び貸付有価証券（現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。）

ハ 当該同一人に対する預金（当座預金及び普通預金を除く。）

ニ 当該同一人に対する債務の保証

ホ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

ヘ 当該同一人に対する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあつては、当該付随費用を含む。）に限る。）

<p>人が当該保険会社の子会社であるイ(1)又は(2)に掲げる者である場合におけるものを除く。)</p> <p>二 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>二 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この府令は、公布の日から施行する。